

地域における社会福祉施設の役割と公益的取り組み

本会が平成25年3月に定めた「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動」は、福祉施設士が利用者や社会等に向けて示すべき内容を整理したものである。

本特集では、その中から、「社会への姿勢」に着目し、「行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める」について、施設長専門講座の修了生のレポートをもとに考える。

2つのレポートは、40期(2015年度)、39期(2014年度)の講座在籍時に執筆されたものである。現在、読み進めるとすれば、この間の社会福祉制度の変遷の状況を振り返ることとなるが、地域における社会福祉施設の役割や公益的な取り組みの意義や実践さらには福祉施設長としてもつべき視点等について提示するものである。

地域社会と当法人の役割と公益的取り組み

(秋田県)

社会福祉法人 県北報公会

吉野更生園 施設長 **大川 清彦** (障 - 40期、No.5473)
※2015年度・第40期 福祉施設長専門講座レポート撰集に掲載



1. はじめに

近年、地域社会や家族の様相が大きく変容した他、雇用環境や経済情勢の厳しさもあり、社会的孤立の問題や、虐待、低所得等の問題が多くなってきていると感じられる。「地域にお

ける公益的な取組」に関して、平成27年4月3日、社会福祉法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。人口構造の高齢化、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様な事業主体の参入な

ど、社会福祉法人を取り巻く環境は、大きく変化している。今回の改正法案は社会福祉法人制度創立60年余を経過して初めての大改革となっている。

近年、社会福祉法人について、法人の運営のガバナンスの強化や税制優遇措置の見直しなどが論議されている。

福祉ニーズや福祉サービスの在り方が変化する中で、社会福祉法人制度の改革が必要である。

私が住んでいる旧鷹巣町は合併後、北秋田市となり平成27年度の人口が、35,100人となる小規模な街である。高齢化社会の進行地域であり、高齢化率が高いばかりでなく、核家族化、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加が進んでいるのが現状である。また雪国であり、除雪事業を利用した者の割合を述べると、一人暮らしの高齢者世帯が752世帯もあり、高齢者のみが201世帯、その他51世帯の利用実績が上げられている。地域包括支援センターの総合相談は、延べ629件の相談と、権利擁護に関する相談92件があった。また北秋田市医療関連センターの今後の計画として、地域医療や介護、福祉資源等の機能の充実や支援体制を包括的かつ継続的にできるように、医療・介護資源ガイドブックを作成し、関係機関へ配布する予定があると聞く。生活困窮者自立支援法がスタートした事により、生活に困っている方、将来の生活に不安がある方への相談センターも設置されている。

近隣市内には、障害者支援施設を運営している3つの社会福祉法人がある。市内の障害者数の中で、療育手帳保持者が「H27.3.31」付けで、身障(2,093人)、知的(347人)、精神(196人)と上げられている。当法人が地域の中で活動及び展開してきたことを述べたい。

2. 法人の概要

(1)法人創設

当法人は、児童養護施設「陽清学園」を母体とし昭和30年4月1日に創設された。創設者が身体を患し、生かされた「命」に感謝し、生涯1,000人の子ども達のお世話をしたいと、小さな集落の萱葺きの私邸と土地を寄贈したことから始まっている。まだ戦後社会の混乱と貧困が続く中、児童の健全な育成と保護の実現をめざして取り組み、同年8月22日付けで厚生大臣認可を得て、「社会福祉法人県北報公会」として正式に発足された。

その後は、要望に応えられるように整備拡大を図り、現在の大野岱吉野の一角を地域集落より敷地を頂き現在の骨組みが始まったと考えられる。

(2)法人の目的・事業

当法人は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重することを最重要としている。そのサービスを総合的に提供されるよう創意工夫をし、利用者の尊厳を保護しつつ、心身ともに健やかに育成され、能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っている。

(I) 第一種社会福祉事業

- ①児童養護施設 陽清学園
- ②障害児入所施設 大野岱吉野学園
- ③障害者支援施設 吉野更生園
(施設入所支援・生活介護)
- ④障害者支援施設 大野岱吉野学園成人棟(施設入所支援・生活介護)

(II) 第二種社会福祉事業

- ①保育所 南鷹巣保育園
- ②子育て短期支援事業 陽清学園
- ③障害福祉サービス事業

- ④児童自立生活援助事業 ようせい
- ⑤一時預かり事業 南鷹巣保育園
- ⑥地域子育て支援拠点事業 南鷹巣保育園
- ⑦相談支援事業の経営

以上の事業を設置経営している。

(3)施設経営における創設者の想い

- ①施設規模は設置基準の最低ライン(定員30名)を固く維持し、現在に引き継がれている。
- ②管理化から脱却(規模が大きくなると利用者や生活の管理が優先してしまう危険)
- ③個別化の尊重(施設はともすれば集団論理に流されやすい。それぞれの個性と人格を大事にした支援の追求)
- ④職員は児童、利用者の手本たる存在であり、常に自らの学び、自己研鑽に努めるだけでなく、人を救う心を忘れず福祉従事者としての謙虚な姿勢。

(4)小集団生活の試行

昭和55年に、グループホームという制度は存在していなかったが、障害のある児童7名を職員宿舎の空き家に試行的に居住させ、そこから職場実習を行う先験的な実践を行っている。

(5)結びつける実践

吉野更生園が開設され、作業事業も成果がみられ、軽度の方の生活及び就労支援への住まいとして東北で初めての「福祉ホームよしの寮」が(定員10名)で開所された。現在、グループホーム「共同生活援助」を7ヶ所運営している。

当法人の収益を目的とした収益事業、吉野工場(木工場)を昭和48年10月に障害者職業訓練の場として、グループホームの方や、他事業所で経済的虐待者が住む所もなく当時引き取り、現在も働いている。

農事組合法人・吉野農場では、グループホームや一名近隣から通って、野菜、米、果樹、比内鶏飼育など仕事として、差別もなく、季節の物を郷内、市内、各事業所へ販売している(秋には、全国へきりたんぼを発送)。

児童養護施設では、平成19年4月に児童の退所後の18才からの就労までの支援や相談ができる「児童自立援助ホーム・ようせい」が開設され、定員6名で2年という短い入所期間での契約で、なかなか自立できず金銭の問題もありスムーズに送り出せない現状があるが、相談に応えながら進めている。

平成26年11月には、女子ホーム「清和寮」が開設され、地域の学校へ通っている。

吉野学園では、北秋田市指定管理事業「北



第33回郷まつりの様子



第33回郷まつり 模擬店の様子

秋田市障害生活支援センター「ささえ」を運営管理している。

3. 地域との取組み

当法人は利用者主体をモットーに、各種事業所を運営し、利用者へのサービス向上、個別対応や、時間外、制度外の支援のほか、地域住民とのつながりを大切に考え、これまでいろいろな事業活動を行ってきた。詳細は以下の通りである。

①ボーイスカウト・ガールスカウト活動

地域の青少年の健全育成活動を目的に行っており、法人内の敷地にキャンプ場があり、教育委員会の依頼で夏休みに旧鷹巣町の小学校6校よりリーダーキャンプの奉仕活動を行ってきた。また、BS県連の依頼で全国からの研修の場としてスタッフや研修の方が活用している。

②「吉野子どもの村まつり」

地域とのつながりの一環としての大イベントが、昭和56年、「国際障害者年」よりノーマライゼーションの理念から「生かされ 生きよう 地域と共に」のテーマで開かれている。吉野郷の開放により地域の人達に、少しでも知っていただくイベント行事である。

今年で31回目の開催で、法人内の広場を活

用し、地域のボランティア、高校生、演奏クラブ、関係機関、保護者会等の協力を得ながら行っている行事で、今年約2,000の方が訪れている。アンケートに対しても次年度の開催のヒントもあった。

③ゲートボール交流

昭和57年に日本ゲートボール協会の研修に私が参加することがあり、それから、吉野更生園の行事の中で、地域の老人会との交流を目的として進め、その後は、理事長杯として郷まつりに旧鷹巣町老人会と交流活動を行っていた。

④在宅障害児への治療

吉野学園が、治療棟を増築し、在宅障害児へ医療支援機能の提供を昭和55年より園内治療活動として実施し、職員も理論・技法(感覚統合)を習得をし、発達を促す実践を行っている



秋田労46団 カブスカウトの様子



地域福祉委員会 火祭りの様子①



地域福祉委員会 火祭りの様子②

る。昭和56年より外来医療相談と医療支援を4名のスタッフで実施し、無料で行われていた。平成13年より国の事業である「障害児(者)地域医療支援事業」から「相談支援事業」が始まるまでの18年まで続けられていた。

⑤防災協力

郷の防災管理体制の役割の中で、地域集落の消防団長と法人との協力関係を結んでいる。防災の日には、郷内を消防車で回ったり、合同避難訓練時の協力もある。

北秋田市とは災害発生時の避難所として、支援プランを結んでいる。今年、県社協主催の災害ボランティアコーディネーター養成研修へ法人から1名研修を受けている。

⑥老人福祉センター

地域老人の方々の憩いの家として、善意で建られ、各老人会の人達が会合等に活用している。

⑦地域福祉委員会

法人内にある委員会で、年間計画を立案し、北秋田市社会福祉協議会と連絡を取りながら、地域の一人暮らしの方へ活動を行っている。

委員会は、各施設より委員構成され地域ニーズに沿って企画され、7月(さくらんぼ狩りで青森県へ)、10月(赤い羽根募金)、11月(友愛訪問・老人宅へ)、1月(いきいきサロン新年会)、2月(奉仕活動除雪・集落の葛黒火祭り)、会員研修会等、年間プログラムに沿って活動している。

⑧地域貢献活動

平成21年度から法務省秋田保護観察所と地域貢献活動計画を吉野更生園で実施し、活動場所や内容等を連絡を取り行っている、活動は、6月～11月の月1度の活動である。参加者

は、地域の保護司・更生保護員と調整役の専門家・保護監察官など約8名で実施している。

今年度から私が担当となり、6月10日に1回目が開かれ、6名の参加者。2回目(7月21日)は吉野農場において炎天下でじゃがいも掘りの手伝い。8月は、吉野更生園の夏祭り(屋台村)の手伝い。9月は吉野農場にて種まきの手伝いをしている。

4. 法人の資源

近隣地域との相互的に支え合いが大切だととらえている。このような時に地域福祉の視点から当法人でのサービス「資源」の活用を述べていきたい。

①各種事業

当法人内の障害者支援施設がもっている、生活介護事業、入所事業、日中一時支援、短期入所、秋田県障害児療育事業や、7つのグループホームがあり、そこで生活介護の活用がある。6月に北秋田市社協より依頼があり、貧困夫婦の女性の方を短期入所している。

②医療及び通院

医療面では、北秋田市民病院「総合科」へは約15分弱であり、また、嘱託医院である「精神科」今村クリニックは市内約20分弱の所にある。当法人は、看護師3名と通院担当者2名、リフト車1台、車6台、大型バス2台と充実し、病院へ通院対応も可能である。入所者に限らず、在宅サービス利用者、家族が通院の介助ができない場合等で、法人事業所への相談があれば、代行も可能である。しかし、現在総合病院では、医師不足問題があり、待ち時間が長すぎ大変困っている。高齢者が多い農村集落で進展が見えないが、市内の6つの個人病院と旧町にあった病院が補っている。精神科病

院が2つあり、法人と契約している医師が、訪問健診を行っている。

③北秋田市障害者生活支援センター(ささえ)

障害者福祉サービスの利用援助や相談支援等を行うための拠点施設として設置された。以前より地域で生活されている障害者本人、家族が悲願されていた居場所としての機能を取り入れた支援センターが、平成19年4月2日より業務開始する。センターでは主に相談支援事業を実施し、障害者やその家族等からの相談に応じて必要な情報や、日常生活に必要な援助を行うことで、障害者本人の自立と社会参加を促進する事を目的としている。

ささえは、

- ①福祉サービスの利用援助は、介護相談や、ホームヘルプ等の福祉サービス情報援助や利用に関する助言、障害者年金や障害各種手当などの援助、申請の支援を行う。
- ②福祉資源を活用し、自立に向けた支援は、福祉機器等の専門家による利用助言や指導、住宅に関する相談、買物やイベント等の生活情報の提供、身だしなみ、健康管理、家事の指導・助言、パソコン教室や陶芸教室など趣味や社会参加活動に関する支援を行える。
- ③権利擁護に関する支援は、権利擁護事業や成年後見制度の利用に関する支援を行える。
- ④ボランティア活動支援は、ボランティア情報の提供やボランティア活動を支援できる。
- ⑤その他、ピアカウンセリング、学習会の開催、地域との交流、障害者等の活動の場として利用できる。
- ⑥北秋田市障害者自立協議会事務局があり、活用できる。
- ⑦虐待防止センター「市担当者との支援」が

あり、活用できる。

その他、お子さんの発達不安を感じたら、健康推進課「保健センター」、もろびこども園「児童デイサービス」、吉野学園「秋田県障害児童医療支援事業」、秋田県北児童相談所などが近隣にあり活用できる。

また、学校・保育でも特別な支援が必要な場合には、教育委員会、法人内にある比内支援学校たかのす校がある。さらに、暮らす、働く、施設、活動センターとして近隣に10の障害者施設や就労継続支援B型・A型・居宅介護、地域福祉センター等があり地域ネットワークが構築されている。

児童養護では、年間を通して小・中学校との連絡会や北児童相談所とも定期的に行われ児童の成長をお互いに共有している。自立援助ホーム「ようせい」も児童自立生活支援の観点から、相談その他、日常生活上の援助ができる。また子育て電話相談「ようせい」も行っているので相談ができる。

当法人では品質マネジメントの国際規格であるISO9001:2000の認証(平成14年1月24日付)を受けて、今年で14年目を迎える。当法人の福祉サービスマネジメントシステムもこれまで、5回の再認証審査(3年1回)、認証維持審査9回(1年1回)を受け、国際規格運用能力の実証を受けてきた。それにともない、ISO委員会、ISO事務局会議がシステムの見直し、プロセスの洗い直し、業務の無理、無駄の排除にあたってきた。また外部の第三者審査機関が当法人のシステムサービスを国際規格に適合承認している。利用者のための良いサービス提供となっている。

日中一時支援、短期入所の現状では、社協の相談員や家族の方との関わりを大切に展開している。初の試みとして家庭訪問や社協のサービス会議に参加し、保護者の方は勿論、良い

連携があり、共通理解のもとでサービスの提供ができる。

福祉QCを取り入れ各施設にQCサークル活動があり、法人内での発表会、県大会、全国大会と業務改善活動を行っている。以上の資源があり、お悩み相談があれば、一緒に解決の道を探れると考えられる。法人では、働く場所、相談を受ける場所がある。働く場として、吉野農場は、約13,500㎡の広大な畑や木工場、保育園での園児や就労(パート・バス運転)など活用場所がある。

5. これからの課題

地域社会で支援を求めている方に法人や市社協、地域、学校、保育園などが気づき、支え合う体制作りが大切だと思う。高齢者福祉や障害者福祉分野は整備されてきたが、地域には公的サービスが提供されていない問題も見られる。少子高齢化が進む中で、地域医療の問題、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題、社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題、地域の中で安心、安全で暮らせるための共助の確立、ネットワークで受け止め、日常的様子の変化に気づき、お互いの顔の見える環境づくりが必要である。また、情報の共有、低所得者への経済的支援、

「生活福祉資金貸付制度」の活用状況の地域差や制度のPR不足の問題もある。住民が地域福祉活動を支援する事業として、活用出来る様にすべきである。

社会福祉法の変革の中で、透明性がきちんとされていないといけないが、将来のために、これから何が出来るのか、何を地域とともに歩み、施設として地域包括ケアをどう進めて行くか、地域に、どう確立できるかが大きな課題に思う。また、年間の総事業費を上回る金融資産を有するような過大な内部留保及び蓄財を法人が有してはいけないと思う。

6. 終わりに

今日の状況や変化を見定めながら、当法人が60年間培ってきた地域貢献の実践を、これから地域福祉・地域事業に積極的に果たしていきたい。そのためにも地域の評価・信頼感・安心感が重要なポイントと思う。昨年法人の事業所で3回目となる「天皇陛下御下賜金」を受けている。

法人の公益性については営利を目的とせず社会の役割と思い、そのためにも私を始め、法人職員が力を合せ地域の方々と話し合い考察していきたいと思う。